旅館協第4－42

令和5年2月17日

各会員施設　様

一般社団法人日本旅館協会

会長　大西　雅之

（公印省略）

宿泊業界におけるコンプライアンスへの取り組みの手引き改訂版の送付

及びコンプライアンス遵守の徹底について

会員施設の皆様におかれましては、日頃、協会の各種事業の実施に際し、ご理解・ご協力賜り有難うございます。

さて、2021年12月、宿泊事業者も関わるかたちでGoToトラベル事業における給付金の不正受給が疑われる事案が発生したことを契機に、協会としても2022年1月に「宿泊業界におけるコンプライアンスへの取り組みの手引き」(以下、「同手引き」とします)を策定するとともに、会員施設の皆様にコンプライアンス体制の構築にかかる取り組みをお願いしてきたところです。

しかしながら、未だ協会会員施設による不正受給の疑いについての事案が報道等で散見されております。**一般にコンプライアンス違反が発生した場合は、当該企業には計り知れない損害が発生し、即座に危機的状況に陥ることとなります。**

さらに、**こうした事案が続くことは、当協会はもとより宿泊業界への信用失墜にもつながりかねない事態と重く受け止めております。**

このため、今般、同手引きを改訂し、事案の再発防止に向け、コンプライアンス遵守に関する取り組みを一層強力に進めていくことといたしました。

会員の皆様におかれましては、内容をご了知いただき、その徹底を図って頂きたく、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、今後、コンプライアンス遵守に関する取り組みについては、会員施設の皆様の進捗状況についてアンケート調査等を実施させていただきたく、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。